

# 愛知県立古知野高等学校いじめ防止基本方針

## I いじめの防止についての基本的な考え方

本校は、生徒一人一人が自他の人権を尊重し、差別と偏見をなくし、望ましい社会のあり方について考え、その実現に向けて積極的に努力する態度と実践力を育成することを目指しています。

いじめは、生徒の人格や名誉、心身を傷つけ、個人の尊厳、基本的人権を侵害するものであり、人間として絶対に許されない行為であり、また、どの子どもでも被害者にも加害者にもなりうるという事実を踏まえ、教職員は、日頃からささいな兆候を見逃さないように努め、問題を一人で抱え込んでしまわないよう、指導に当たっていきます。**(早期発見)**

何より学校は、生徒が教職員や周囲の友人と信頼できる関係の中で、安心・安全に生活できる場であることが大切です。生徒一人一人が大切にされているという実感をもつとともに、互いに認め合える人間関係をつくり、集団の一員としての自覚と自信を身に付けることができる学校づくりに取り組んでいきます。また、実体験のまだまだ乏しい生徒にさまざまな体験活動等を通して人間的に成長できる取組の充実を図ります。**(未然防止)**

## II いじめ防止対策組織について

いじめのささいな兆候や懸念、児童生徒からの訴えを、特定の教員が抱え込むことのないよう、組織として対応するために、「**いじめ対策委員会**」を設置する。

### (1) 「いじめ対策委員会」について

#### ア 委員会のメンバー

教育相談委員会の構成員に加えて、必要に応じスクールカウンセラー等外部の専門家を加える。

#### イ 指導・支援チーム

委員会が、事案に応じて、適切な教員等をメンバーとする指導・支援チームを決定し、実際の対応を行わせる。いじめの防止、早期発見、早期対応に当たっては、事案によって関係の深い教職員を追加したり、ネットいじめなどでは、インターネットに詳しい教員を加えたりするなど、適切なメンバーで対応できるよう柔軟にチームを組んで対応する。

**資料1 校内指導体制【組織図】 (定時制)**

## (2) 「いじめ対策委員会」の役割や機能等

### ア 取組の検証（PDCAサイクル）

学校で実施した取組の中で、特にいじめの「未然防止」と「早期発見」に資する取組について洗い出しを行う。どのような内容で、いつ、誰を主たる対象として行われたのか、それによってどのような成果が得られたのか、それに費やした時間や労力はどれくらいであったかを簡単にまとめておく。

そのため、これらを学校評価の評価項目に入れて、自己評価をするとともに、生徒や保護者を対象とした学校評価アンケートにいじめに関する内容を入れ、本校の生徒の実態や保護者のニーズを把握しておく。

評価の時期として、学校評価の中間評価や各学期末に行う。その結果をもとに教職員に対して次年度の年間計画の策定とこれに関わる校内研修会を実施する。

## 資料2 取組の検証（PDCAサイクル）

### イ 教職員への共通理解と意識啓発

年度初めの職員会議で「学校いじめ防止基本方針」の周知と確認を行う。

「いじめ対策委員会」で検討した内容を職員会議等で報告する。

現職研修で、年2回「いじめ・不登校」をテーマとした講話やケーススタディを実施する。

### ウ 生徒や保護者、地域に対する情報発信と意識啓発、意見聴取

「学校いじめ防止基本方針」及び「自己評価」「学校関係者評価」結果を、学校経営案及び学校のホームページに掲載する。

### エ いじめに対する措置（いじめ事案への対応）

いじめがあると確認された場合、学校は直ちに、いじめを受けた生徒やいじめを知らせてきた生徒の安全を確保し、いじめたとされる生徒に対して事情を確認した上で適切に指導する。この際、「いじめ対策委員会」が指導・支援チームを決定し、被害生徒のケアや支援、加害生徒の指導や支援、問題の解消（再発防止の教育活動、その後の経過の見守り）を行う。

## 資料3 いじめに対する措置

### オ 重大事態への対応

重大事態が生じた場合は、速やかに教育委員会に報告し、文部科学省「重大事態対応フロー図（学校用）」に基づいて対応する。

学校が調査を実施する場合は、「いじめ対策委員会」が調査の母体となり、事案に応じて適切な専門家を加えるなどして対応する。

(注) 重大事態とは（「いじめ防止対策推進法」第28条）

- 一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき
- 二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間（年間30日を目安とする。）学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき

資料4【文部科学省「重大事態対応フロー図（学校用）」】より

### Ⅲ いじめの防止等に関する具体的な取組について

#### (1) いじめの未然防止の取組

- ア 現職研修を充実させ、全ての教職員がいじめに対する共通理解をもち、適切に対応できる力を養う。
- イ 教育活動全体を通して、道徳教育・人権教育の充実、体験活動・就業体験の推進を図る。
- ウ 公開授業を積極的に行い、授業改善を進め、分かりやすい授業づくりに努める。
- エ 体罰はもとより教職員の言動がいじめを助長することのないよう、指導の在り方に細心の注意を払う。

#### (2) いじめの早期発見の取組

- ア 教職員は、生徒のささいな兆候から、いじめを積極的に認知するように努める。
- イ いじめを認知またはいじめの疑いがある場合は、速やかに「いじめ対策委員会」に報告をし、組織的に対応する。
- ウ 定期的な「いじめアンケート調査」（年3回）の実施や教育相談の充実を図る。

#### (3) いじめに対する措置

- ア いじめの発見・通報を受けたら「いじめ対策委員会」で組織的に対応する。
- イ 被害生徒を守り通すという姿勢で対応する。
- ウ 加害生徒には教育的配慮のもと、毅然とした姿勢で指導や支援を行う。
- エ 教職員の共通理解、保護者の協力、スクールカウンセラーや警察署等、専門家や関係機関等との連携のもとで取り組む。
- オ いじめが起きた集団へのはたらきかけを行い、いじめを見過ごさない、生み出さない集団づくりを行う。
- カ ネット上のいじめへの対応については、必要に応じて警察署や法務局等とも連携して行う。また、日頃から情報モラル教育の充実を図る。

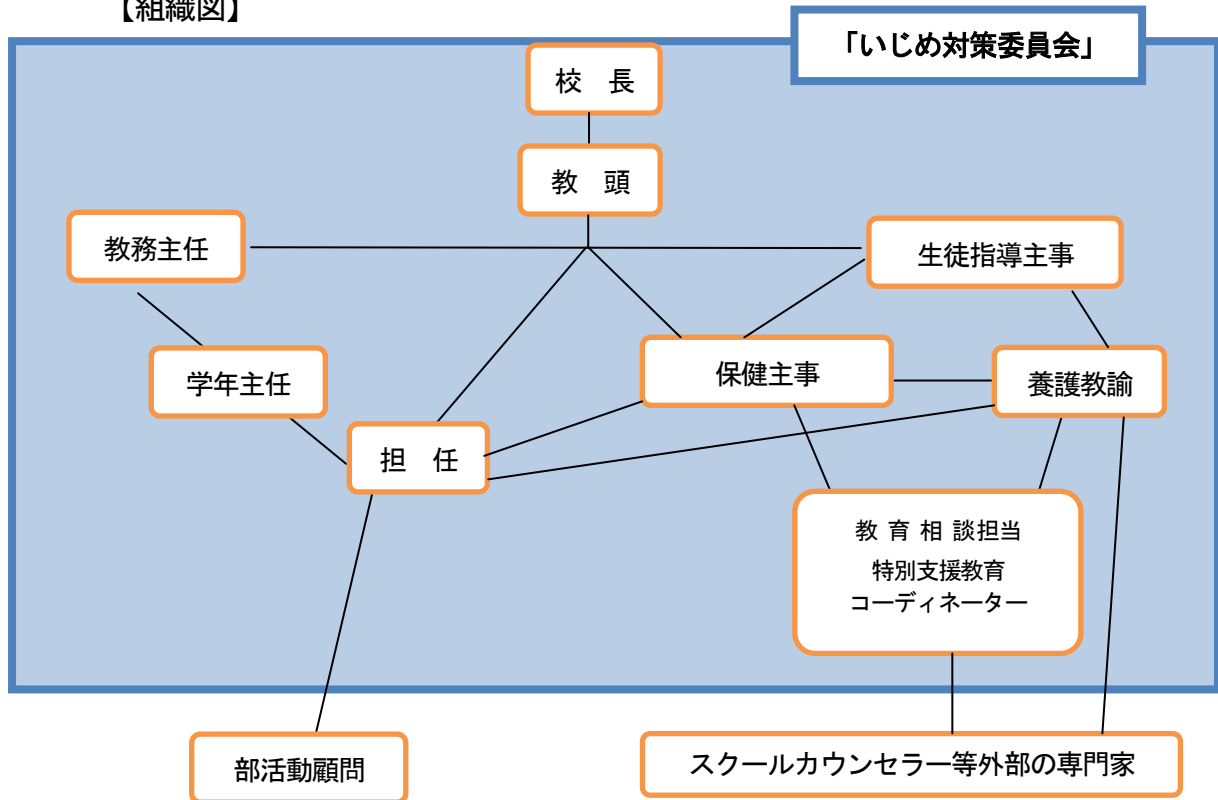
資料5 取組の年間計画（定時制）

## 資料1 校内指導体制（組織図）

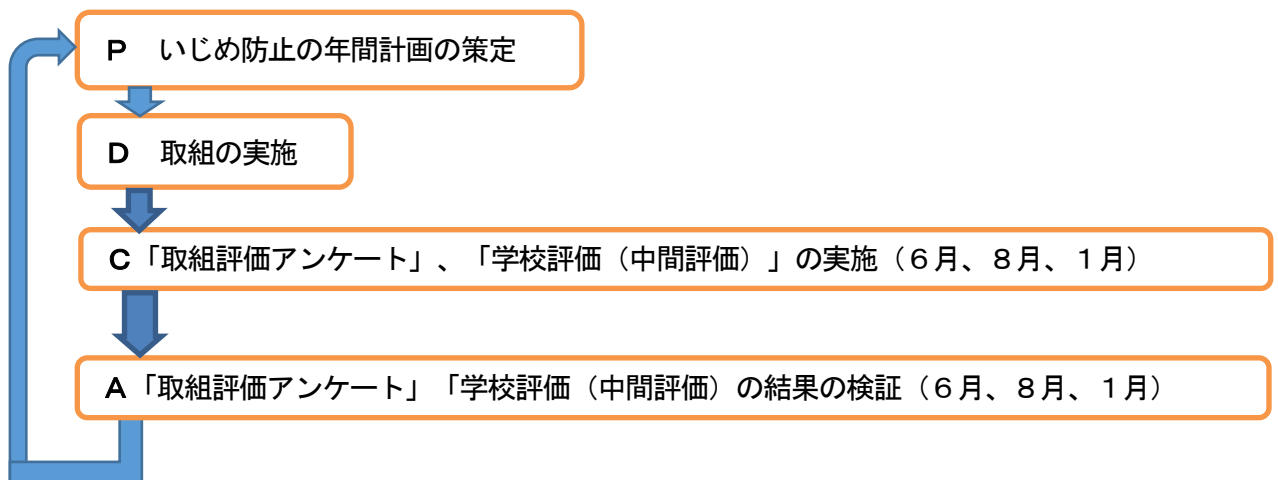
### 「いじめ対策委員会」

校長，教頭，教務主任，生徒指導主事，保健主事，教育相談係，養護教諭，  
 該当生徒の学年主任あるいは学年相談係，当該学年の生徒指導係，担任，  
 （状況に応じて）学科主任

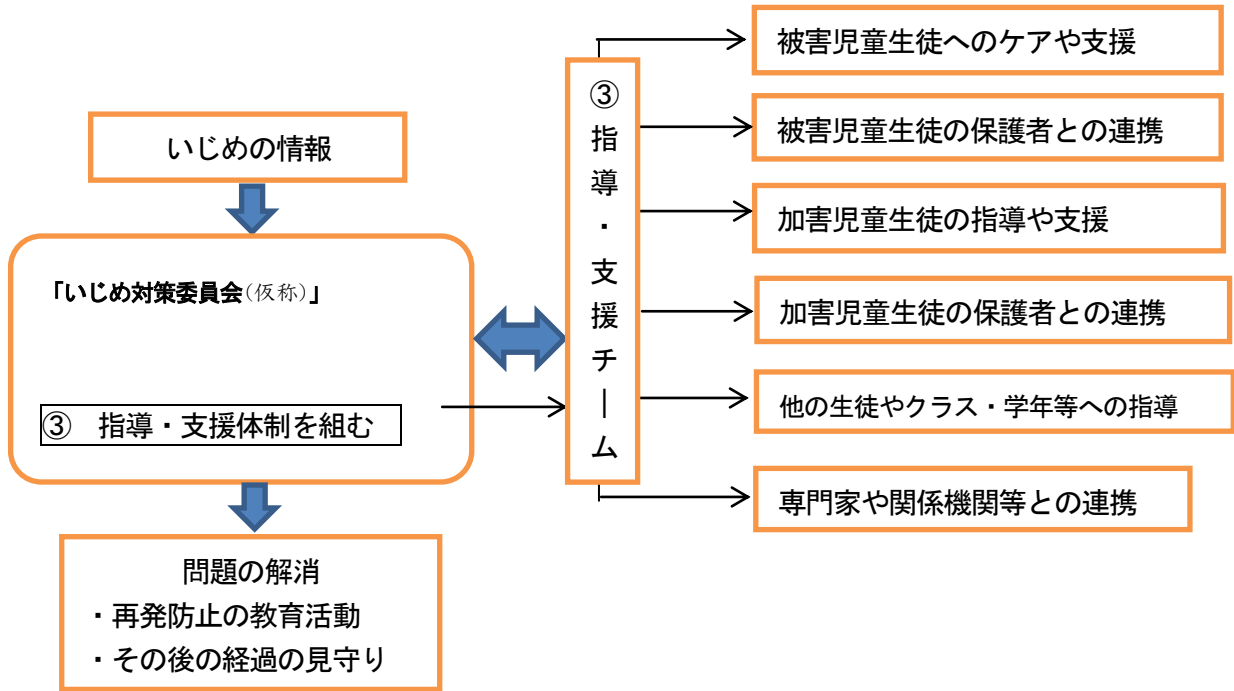
### 【組織図】



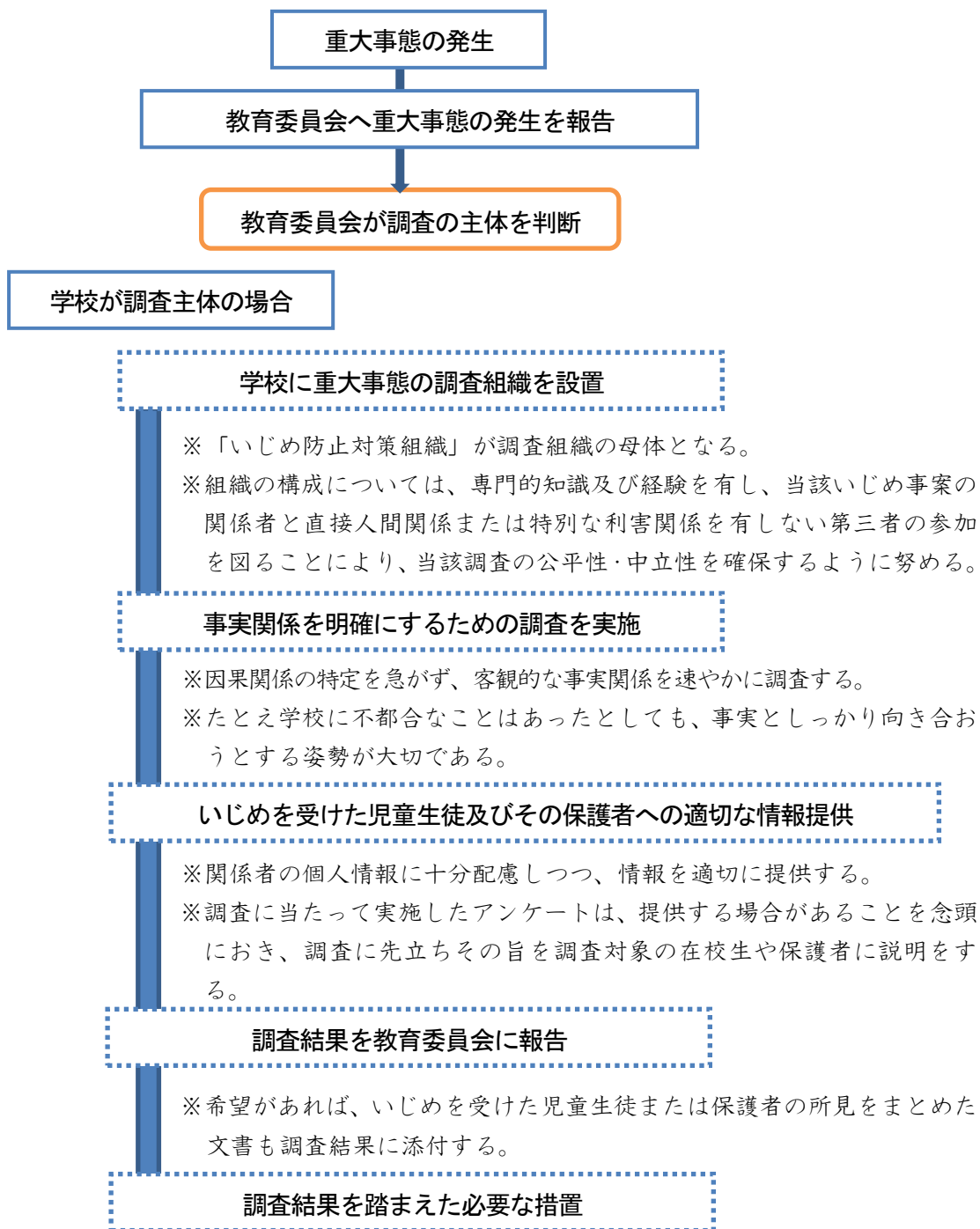
## 資料2 取組の検証（PDCAサイクル）



資料3 いじめに対する措置【イメージ図】



資料4【文部科学省「重大事態対応フロー図（学校用）」】より



資料5 取組の年間計画

|     | 未然防止の取組   | 早期発見の取組   | 「いじめ対策委員会」の動き                 | 保護者・地域との連携          |
|-----|---|---|-------------------------------|---------------------|
| 4月  | 健康調査の実施【全学年】 <sup>④</sup><br>相談室やSCの周知【全学年】 <sup>④</sup><br>登校指導 <sup>④</sup><br>個人面談【全学年】 <sup>④・⑤</sup> | 健康観察(毎日) <sup>⑤</sup>                                 | いじめ防止基本方針の確認【職員会議】            |                     |
| 5月  | 授業参観【全学年】 <sup>④</sup><br>登校指導 <sup>④</sup>   |   | 現職研修 <sup>⑥</sup>             | PTA 総会 <sup>④</sup> |
| 6月  | 登校指導 <sup>④</sup>   | 「いじめアンケート」の実施【全学年】 <sup>⑤</sup><br>中学校訪問 <sup>⑥</sup> | 取組評価アンケートの実施→検証               |                     |
| 7月  | 登校指導 <sup>④</sup><br>進路行事 <sup>④</sup><br>薬物乱用防止講話【全学年】 <sup>⑤</sup>                                      | 保護者会 <sup>④</sup>                                     |                               | 地域貢献活動 <sup>④</sup> |
| 8月  |   |   |                               |                     |
| 9月  | 個人面談 <sup>④</sup>   | 「いじめアンケート」の実施【全学年】 <sup>⑤</sup>                       | 中間評価→検証                       |                     |
| 10月 |   |   | 現職研修 <sup>⑥</sup>             |                     |
| 11月 |   |   |                               |                     |
| 12月 | 人権講話【全学年】 <sup>④</sup>  | 保護者会 <sup>④</sup>                                     | 取組評価アンケートの実施→検証               |                     |
| 1月  |   | 「いじめアンケート」の実施【全学年】 <sup>⑤</sup>                       |                               |                     |
| 2月  |   |   | 自己評価                          |                     |
| 3月  |   |   | 学校関係者評価の結果を検証し「いじめ防止基本方針」の見直し |                     |

④…管理職    ⑤…教務部    ⑥…進路指導部    ⑦…生徒指導部    ⑧…学年会